

新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

令和2年5月29日
愛媛県

1 実施期間 令和2年6月1日（月）から令和2年6月18日（木）まで

2 対象区域 愛媛県全域

3 取組等

- (1) 外出自粛の協力依頼
- (2) イベント等の開催自粛の協力依頼
- (3) 業種別ガイドライン等の実践の協力依頼
- (4) 遊興施設及び遊技施設における感染拡大防止対策等の協力依頼

4 対象及び内容等

(1) 外出自粛の協力依頼

対象	内容
県民	<ul style="list-style-type: none">・ 県外（特に埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、北海道その他感染が拡大している地域）への外出は感染防止に注意・ 「3つの密」のある場への外出を自粛・ 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛 （3密対策が難しいキャバレー、風俗店等）

(2) イベント等の開催自粛の協力依頼

対象	内容
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 全国的かつ大規模なイベント等の開催は、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期等、慎重な対応を行う。・ 屋内であれば参加者が100人以下かつ収容定員の半分以下、屋外であれば参加者が200人以下かつ人と人との距離（できるだけ2m）を十分確保できるイベント等は、入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあつては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等の対策を講じて開催する。

(3) 業種別ガイドライン等の実践の協力依頼

対象	内容
事業者	業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止のための取組みを適切に行う。

(4) 遊興施設及び遊技施設に対する感染拡大防止対策等の協力依頼

対象	内容
遊興施設及び遊技施設	別紙「遊興施設及び遊技施設における感染拡大防止対策」を講じる。 若しくは、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止のための取組みを適切に行う。

※遊興施設は「キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス、ネットカフェ、漫画喫茶、場外車(舟)券売場、射的場、性風俗店」とする。

※遊技施設は「マーじゃん店、パチンコ店、ゲームセンター」とする。

【取組等に関する問合せ先】

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部

電話番号 089-968-2419

受付時間 平日 9時～17時

遊興施設及び遊技施設における感染拡大防止対策

遊興施設及び遊技施設の管理者は、次の1から3の対策を講じるとともに、これらの対策を講じていることを施設に掲示する等の方法により、施設を利用しようとする者に周知するものとする。

【対策1】

感染リスクを極力低減するための対策

- 発熱、咳、咽頭痛等の症状が見られる者に対しては、感染リスクがあることから、施設の利用の自粛を呼びかける。
- 従業員の体調を管理し、発熱、咳、咽頭痛等の症状が見られる従業員は、休暇を取得させる等により出勤を控えさせる。

【対策2】

万一、施設を利用する者及び施設の従業員等に感染者が発生した場合に、感染が拡大することを防止するための対策

- 施設を利用する者の氏名、電話番号その他の連絡先を把握する。
- 施設を利用する者の氏名、電話番号その他の連絡先の把握が困難な場合であって、不特定多数の感染者によるクラスターが発生する懸念があると認められるときは、県による施設名の公表に同意する、又は自主的に施設名を公表し施設を利用した者が自ら保健所やコールセンターへ申し出るよう呼びかける。

【対策3】

「3つの密」の発生を回避するための対策

- 密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」が発生しないよう、施設の構造、規模、利用状況等に応じて、施設の環境整備、来客数の制限等の措置、利用者への協力要請、従業員の感染予防対策その他の適切な対策を講じる。